

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設 業課	沖縄県土木工 事積算システ ムメンテナンス 委託業務	令和8年4 月1日	28,490,000	一般財団法人 日本建設 情報総合センター	東京都赤坂五丁目2番20 号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、システムの開発 者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運 用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の 所在が不明確となるおそれがあるため、契約 の相手方として選定した。	特命随意 契約
2	技術・建設 業課	土木工事積算 システム資材 等単価データ ファイル作成業 務(その1)	令和8年4 月17日	7,788,000	一般財団法人経済調査 会 沖縄支部	沖縄県那覇市久米2丁目 2番20号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、積算システムによる積算作業に必 要な資材等の単価データファイルを作成し、別 途作成する単価データと平均化した後、積算 システムへ登録を行うことを目的としている。 同業務で必要なデータの著作権を有している ため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
3	技術・建設 業課	土木工事積算 システム資材 等単価データ ファイル作成業 務(その2)	令和8年4 月17日	6,182,000	一般財団法人建設物価 調査会 沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、積算システムによる積算作業に必 要な資材等の単価データファイルを作成し、積 算システムへ登録を行うことを目的としてい る。同業務で必要なデータの著作権を有してい るため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
4	技術・建設 業課	BV CADソフト サポート業務 委託	令和8年 4月1日	7,550,400	(株)ビッグバン	東京都千代田区岩本町2 丁目8番12号NKビル9階	第167条の2 第1項第2号	ソフトのメンテナンス等は、ソフトの開発者に バージョンアップ、バグ等の対応を履行させな ければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、障害 発生時に責任の所在が不明確となるおそれ があるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
5	技術・建設 業課	令和8年度 沖 縄県リサイクル 資材評価認定 制度運営業務 委託	令和8年 5月15日	18,370,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、リサイクル資材の認定に係る新規 申請を受け、各種法令基準等に基づく書類審 査、品質や安全性の確認試験、工場確認等を 適正に行い評価委員会に諮る業務であり、品 質管理確認のための工場立入検査は公平・公 正に実施する必要がある。公平性や中立性が 求められる公益性の高いこれらの業務を履行 できる唯一の団体であるため、契約の相手方 として選定した。	特命随意 契約
6	技術・建設 業課	令和8年度建 設業許可・経営 事項審査電子 申請システム 電算処理業務	令和8年 4月1日	3,277,824	(一財)建設業情報管理 センター	東京都中央区日本橋大 伝馬町14-1	第167条の2 第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当 該業務のため各県出資で設立した財団であ る。委託先、国、各県をLGWANで結び、建設業 許可及び経営事項審査データの電子申請と電 算処理を行うものであり、当該業務を実施で きるのは当該システムを保有している同財団の みであるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	技術・建設業課	建設業情報管理システム電算処理業務	令和8年4月1日	7,697,250	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	第167条の2 第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び全許可業務で許可業務に用いる情報を共有するもので、当該サービスを提供する唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
8	技術・建設業課	沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託	令和8年4月1日	14,960,248	一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会	沖縄県那覇市字小禄1831-1沖縄産業支援センター314号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県内建設業者の経営改善等の取り組みの支援や個別・具体的な相談へ対応するための選任建設業相談員配置及び、建設業者の自立促進を目的とした各種セミナーの開催等、建設産業の現状・課題把握及び業務遂行体制が求められる。そのため、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。選定委員会において企画提案内容等を審査したところ、良好な評価であったため、契約の相手方として選定した。	
9	技術・建設業課	建設工事コスト調査及び建設工事発注にかかる検討委員会等運営支援業務委託	令和8年6月8日	10,672,200	一般財団法人経済調査会沖縄支部	沖縄県那覇市久米2丁目2-20	第167条の2 第1項第2号	本業務は、令和7年3月に沖縄県建設業審議会から知事に対し、「建設工事の最低制限価格の見直しについて」答申した際、審議会の附帯意見として、直近の年度における「建設工事コスト調査」を実施し、令和7年度中に沖縄県建設業審議会へ調査結果を報告するものとされ、令和7年度にコスト調査を実施し、調査結果を審議会へはかったが、全委員から事務局提案に合意が得られず、令和8年度においても引き続きコスト調査を実施し、その結果を基に審議会を開催する必要がある。 今回実施するコスト調査では、前回調査との継続性やさらなる分析が必要となるため、前回の建設工事コスト調査の受注者を契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	用地課	訴訟委託業務	令和8年 6月3日	6,237,000	弁護士 赤嶺 真也	沖縄県那覇市泉崎2丁目 22番1ファミール泉崎 ハーバービュー202号赤 嶺真也法律事務所	第167条の2 第1項第2号	当該弁護士は、本件訴訟において専門的な知識及び経験を有し、県政に対する理解と協力を得られることができるものとして、訴訟等事務処理要領に基づき訴訟代理人に選任しており、本契約は、訴訟行為を訴訟代理人に委託するものであるため。	特命随意 契約
11	道路管理課	道路交通情報に関する業務委託	令和8年4 月1日	15,952,200	公益財団法人 日本道路 交通情報センター	東京都千代田区飯田橋 1-5-10	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県管理道路に関する情報の収集及び提供業務を公益財団法人 日本道路交通情報センターに委託するものである。 日本道路交通情報センターは、道路利用者の安全と利便性を図るため、道路及び道路交 通に関する情報の収集及び提供を目的に設立された法人であり、道路交通法第109条の2第2 項に規定する交通情報の提供に係る業務を実施する機関として公安委員会に認定されている。県管理道路に関する情報の収集及び提供 業務と一体的に実施することが合理的かつ効果的であるが、他に公安委員会の認定を受けている機関がないことから、随意契約とするものである。	特命随意 契約
12	港湾課	那覇地方裁判 所沖縄支部に 対する所有権 に基づく妨害排 除請求等事件	令和8年6 月5日	1,936,800	弁護士法人ひかり法律 事務所 代表者社員 阿 波連 光	沖縄県那覇市前島2丁目 9番13号大城物産ビル2 階	第167条の2 第1項第2号	訴訟代理人は、訴訟等について専門的な知識及び豊富な経験を有し県政に対する理解と協力を得られる物である必要がある。契約の相手方は、これまでの法律相談を通じて経緯及び問題点を熟知している。また、過去に県の法律顧問を務めた経験があり、行政法律問題について豊富な経験と知見を有していることから、本件訴訟の委託相手方として適任であると判断した。	

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	都市計画・ モノレール課	沖縄都市モノレール引込線 二次調整業務 (R8)	令和8年6 月4日	4,224,000	沖縄都市モノレール株式 会社	沖縄県那覇市字安次嶺3 77-2	第167条の2 第1項第2号	(契約の性質・目的が競争入札に適しないため) 本契約業務は、モノレールの実車両を使用した走行試験や習熟運転を行い、軌道狂いやボルト緩みに対し二次調整を行うものである。契約の目的もしくは性質から、契約を履行できるのが、モノレール車両の所有者かつ事業主体である沖縄都市モノレール株式会社に特定されるため。	特命随意 契約
14	都市計画・ モノレール課	沖縄都市モノレール分岐器 修繕業務(R8)	令和8年6 月17日	98,340,000	沖縄都市モノレール株式 会社	沖縄県那覇市字安次嶺3 77-2	第167条の2 第1項第2号	(契約の性質・目的が競争入札に適しないため) 契約の目的もしくは性質から、契約を履行できるのが、県との覚書に基づき分岐器の長寿命化修繕を受託して実施している沖縄都市モノレール株式会社に特定されるため。	特命随意 契約
15	首里城復興課	令和8年度首 里城扁額製作 検討業務	R8.4.27	128,513,000	株式会社国建 代表取締役 社長 石嶺 一	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
16	首里城復興課	令和8年度首 里城復興基金 事業製作検討 業務	R8.4.27	61,622,000	株式会社国建 代表取締役 社長 石嶺 一	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	首里城復興課	令和8年度首里城歴史文化継承基金人材育成事業	R8.6.12	7,920,000	一般社団法人沖縄美ら島財団 理事長 湧川盛順	沖縄県国頭郡本部町字石川888番地	第167条の2 第1項第2号	本業務は、国、県、沖縄美ら島財団(以下、財団)、県立芸術大学の4者で締結した人材育成連携協定の枠組みの中で実施するものである、本業務を履行するためには、首里城に係る伝統的な建築等技術に係る研修を実施した実績を有するとともに、継承に向けて首里城及び関係団体と継続してかかわっていくことができる組織であることが求められる。左の団体は、首里城に係る伝統的な建築等技術の研修の実績を有する団体であるとともに、これまで首里城公園指定管理者として継続して携わっており、業務を遂行することができる唯一の団体であると認められるので、特命随意契約による委託契約を締結する必要がある。	特命随意契約
18	首里城復興課	令和8年度首里城正殿完成記念事業運営支援等委託業務	R8.4.20	102,850,000	令和8年度首里城正殿完成記念事業運営支援等委託業務 (代表者) 株式会社アドスタッフ博報堂 (構成員) 沖縄JTB株式会社 代表取締役 社長執行役員 桂原 耕一 (構成員) 丸正印刷株式会社 代表取締役 社長 与那覇 正明	(代表者) 沖縄県那覇市鏡原町10-8 鏡原ビルⅡ 2階 (構成員) 沖縄県那覇市旭橋112番地1 5階 (構成員) 沖縄県西原町小那覇1215番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
19	首里城復興課	令和8年度首里城復興キャラバン業務委託	R8.6.30	38,220,000	株式会社 よしもとエンタテインメント沖縄 代表取締役社長 和泉 かな	沖縄県那覇市牧志3-2-10	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	建築指導課	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務	令和8年4月1日	2,457,000	一般財団法人 不動産適正取引推進機構	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	第167条の2 第1項第2号	宅建業の免許、宅地士の資格登録等の事務については、全都道府県及び国土交通省が契約の相手方である同機構にその開発を委託しており、同機構のみが運用管理を一元化して担うことができるため。	特命随意契約
21	建築指導課	設計等の業務に関する報告書の受理及び閲覧等業務	令和8年4月1日	584,200	一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会	沖縄県浦添市西原1丁目4番26号	第167条の2 第1項第2号	本委託業務を行うためには、建築士事務所登録台帳を保有している必要があるが、同台帳の作成及び保有は、建築士法第26条の3の規定により、事務所登録等事務を行っている指定事務所登録機関(都道府県知事指定)に限られる。 本県の指定事務所登録機関は、一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会のみであるため。	特命随意契約
22	建築指導課	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る技術的審査委託業務(R8)	令和8年6月10日	1,581,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	(公財)沖縄県建設技術センターは、建築物省エネ法第15条に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、また、同センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等の、技術支援を適切に実施する能力と実績を有している唯一の機関であるため。	特命随意契約
23	住宅課	県営住宅使用料等集金代行業務	令和8年4月1日	662,000	株式会社 沖縄債権回収サービス	那覇市西1丁目19番7号	第167条の2 第1項第2号	法務大臣の認可を受け、効果的な債権回収を行う体制を有しており、系列グループ外の債権回収業務も受託可能な県内唯一の企業であるため。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	住宅課	県営住宅電算 システム運用 支援業務	R8.4.1	16,725,878	富士通Japan(株)沖縄公 共ビジネス部	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運 用を期するため、開発先の富士通Japan株式 会社沖縄公共ビジネス部と随意契約すること が適当であると判断したため。	特命随意 契約
25	住宅課	県営住宅及び 集会所の火災 保険料	R8.4.1	32,633,700	公益社団法人 全国公営住宅火災共済 機構	東京都港区虎ノ門2丁目 3番17号虎ノ門2丁目 タワー21階	第167条の2 第1項第2号	地方自治法第263条の2で規定される、地方 公共団体が火災等による財産の損害に対し相 互救済事業を実施する際に議会の議決を経て 委託することができる全国的な公益法人であ るため	特命随意 契約
26	住宅課	県営住宅建物 明渡等強制執 行業務委託	令和8年 4月17日	2,941,000	沖縄県住宅供給公社 理事長 仲本 隆	那覇市旭町114番地7	第167条の2 第1項第2号	本業務は入居者情報や住戸のカギを取り扱う ことから個人情報及び施設管理の面から指定 管理者に業務を委託する必要があるため。	

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	住宅課	令和8年度住 まいの総合相 談窓口整備業 務	令和8年 4月7日	8,985,900	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114 番地7	第167条の2 第1項第2号	当該業務は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、住まいの総合相談窓口を開設し住宅等に関する情報提供や各種相談など、県民の多様なニーズに対応していくことで、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るものである。 情報提供、相談内容では「賃貸住宅(原状回復、隣人の騒音等)に関すること。」、「住宅等の建設及びリフォーム(工期遅延、瑕疵等)に関すること。」、「住宅等の法律・税金・登記に関すること。」など、ソフト・ハードの面で多岐にわたる。 このことから、業務を担う条件として、高い専門性、調整力、公平性、秘匿性及び継続性が求められる。 沖縄県住宅供給公社は、1966年に設立され、これまで分譲住宅や賃貸住宅の建設、公営住宅の維持管理など、県民によりよい暮らしの提供や、住宅行政の推進に取り組んでおり、住宅等建設に関する資金運営・技術力などの知識、トラブル調整・対応などの豊富な経験を有している。これまでの業務実績は県民に認知され、公平性に加え安心感や信頼度も高いことから本業務の成果を十分に発揮するものとして期待できる。 以上のことから、沖縄県随意契約ガイドライン「5 随意契約の適用基準(2)④」において、本契約の性質及び目的に沿って履行できる唯一の公共団体である。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	施設建築課	令和8年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(技術審査)	4月13日	6,193,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札(以下総合評価という。)において、競争資格確認申請書等(以下申請書という。)の審査を行う業務である。 申請書の審査にあたっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要があるため、工事受注者と利害関係がない独立した期間において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。 当該相手方は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関である。 以上から、公益財団法人沖縄県建設技術センターに委託することが適当である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公益財団法人沖縄県建設技術センターと随意契約を締結することとする。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	施設建築課	沖縄県男女共同参画センターホール天井耐震改修等工事 監理業務	4月24日	2,302,300	(有)設計集団閃	沖縄県那覇市泊2丁目1番地の10	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	「沖縄県男女共同参画センターホール天井耐震改修等工事設計業務」(以下「設計業務」という。)については、左記設計者が受注しており、令和7年4月30日に完了している。 本業務は、改修工事における監理業務であり、工事を行うなかで、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化した際に、変更設計等迅速な対応が求められる。 また、建物に職員が居ながら実施する執務並行工事であり、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、想定外の状況の対処方法に精通している必要がある。 よって、現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものと考え。 左記設計者は、設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び利用者等の業務内容に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。 以上のことから、改修工事という工事内容の特殊性により、左記設計者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方としたい。 また、随意契約とする場合、左記以外の業者に履行させることができないため、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きにより、左記1者から見積書を取るものとする。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	施設建築課	沖縄コンベンションセンター空調設備改修工事(第1期)監理業務	5月14日	2,299,000	(資)環境設計無限	沖縄県沖縄市諸見里3丁目17番5号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	本監理業務の対象工事の内容は、沖縄コンベンションセンターの空調設備改修工事の第1期工事である。 本工事の対象建物は劇場棟、展示棟、会議棟Aの3棟であり、各建物について空調設備の劣化具合や利用状況について詳細に把握しておく必要がある。また、対象施設は年間を通して利用者がおり、大規模なイベント時には多くの来場者が出入りするため、工事工程や安全管理により一層の注意が求められる。 以上の背景を踏まえ、本工事の監理業務においては、工事の円滑かつ安全な進行を図るため施工状況の的確な把握と関係者間の緊密な連携が不可欠である。特に施設の稼働状況を考慮し、利用者の安全確保及び施設運営への影響を最小限に抑えるために、適切な調整を継続的に行う必要がある。 左記相手方は設計業務を担当しており、設計者は工事内容や設計意図を熟知しており、技術的課題への迅速な対応やコミュニケーションが期待できる。 以上のことから、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当するものとし、左記1者から見積書を取るものとする。	特命随意契約
31	北部土木事務所	北部管内植栽管理業務委託(R8-2)	4月6日	4,818,000	社会福祉法人 豊饒会	沖縄県本部町字渡久地493-1	第167条の2 第1項第3号	当該団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設に該当し、過去の業務実績もあることから、障害者の就労支援を目的として契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	北部土木 事務所	北部管内植栽 管理業務委託 (R8-3)	4月6日	2,796,750	公益社団法人 名護市シ ルバー人材センター	沖縄県名護市大中2-1 2-1	第167条の2 第1項第3号	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」 第5条に基づき、地方自治体は高齢者等への 就業の機会の確保のために必要な施策を推 進するよう努めなければならない、とあり、過 年度の実績や過去の業務実績もあることから、 契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
33	北部土木 事務所	北部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 8)	4月6日	4,444,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、道路法に基づく特車両通行許可 申請における書類審査等の技術支援業務であ り、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性に ついて総合的に判断し、合理的かつ公平・公 正な審査を実施する必要がある。 沖縄県建設技術センターは、県市町村の出 資により設立されており、民間事業者との利害 関係が無い独立機関であり、公正・中立な立 場で審査を行える唯一の機関である。また、沖 縄県管理道路等の台帳を一元的に管理するた めの「公共施設情報管理システム」を構築、運 用しており、審査に必要となる道路台帳等が保 管され適切な業務遂行が期待されることから、 随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
34	北部土木 事務所	北部地区座礁 船オイル回収 業務委託(R8)	5月7日	44,000,000	日本サルヴェージ(株)	東京都大田区大森北1- 5-1 JRE大森駅東口ビ ル8階	第167条の2 第1項第5号	運天港(重要港湾)に座礁している大型船舶 について、台風等で船内のオイルが流出し、海 洋汚染の危険性が懸念されていたことから、 緊急的にオイル回収を行うものである。 業者選定にあたり、海難救助を専門とする日 本サルヴェージ協会員で九州エリアに基地港 を置く者で、早急に業務を遂行できるものが日 本サルヴェージ株式会社の他にいないことか ら、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
35	北部土木 事務所	北部管内フラ ワークリエイ ション業務委託 (R8)	5月20日	6,765,000	社会福祉法人 豊饒会	沖縄県本部町字渡久地4 93-1	第167条の2 第1項第3号	本業務は、草花植付と維持管理及び名護市 街アーケード柱への飾花ポットの植栽と維持 管理を行うものである。 北部管内の業務受託について、指定障害福 祉サービス事業者では当該法人のみ参加要 請があり、過去の業務実績もあることから随意 契約の相手方とした。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	北部土木 事務所	北部管内道路 及び河川ボラ ンティア支援業 務委託(R8)	5月20日	11,088,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川1 35	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と 協働による継続的な緑化の推進を目的に、道 路や河川の美化活動を行っているボランティア 団体の支援を実施するものである。 当該法人は、緑化事業の経験を有し、かつ 継続的に緑化事業を実施している団体で、県・ 市町村・民間企業などの関係機関との連携を 適正に実施できることから、随意契約の相手 方とした。	特命随意 契約
37	北部土木 事務所	北部地区河川 海岸砂防事業 技術審査等支 援業務委託(R 8)	5月27日	4,642,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	技術審査業務は、公共工事の品質確保の促 進に関する法律に基づき実施する総合評価方 式一般競争入札において、競争参加資格確認 申請書の審査を行う業務であり、発注工事情 報に接するものであるため、建設コンサルタン ト等を対象とした競争入札には適さない。 沖縄県建設技術センターは公正・中立な立 場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関 であり、他に業務を遂行できる者がいないこと から、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
38	北部土木 事務所	鋼矢板貸借契 約書	4月28日	2,332,440	沖阪産業株式会社	沖縄県那覇市港町3-5 -1	第167条の2 第1項第2号	本契約の内容は、鋼矢板の賃借料につい て、継続工事の空白期間の支払いを行うもの である。 塩屋港海岸整備事業にて、鋼矢板を打設し て作製した工事用道路を継続工事で引き続き 使用するため、鋼矢板を存置する必要がある ため、工事契約期間内の鋼矢板の賃借料は工 事受注者がリース会社へ支払いを行うが、今 回のように継続工事の契約期間に空白が生じ る場合、存置した鋼矢板の賃借料においては、 打設済みの鋼矢板のリース会社と北部土木事 務所との間で契約を行うことから、競争入札 には適さないため、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
39	中部土木 事務所	中城湾港渡口 海岸確認探査 工事(R8)	令和8年4 月30日	8,800,000	(株)豊神建設	沖縄県豊見城市根差部 724-4	第167条の2 第1項第2号	本工事は、令和8年度施工予定である地盤改良工事に先立ち、過年度に実施した磁気探査業務にて確認された深度の深い場所にある磁気異常点の確認探査を行う工事である。 当該工事で確認探査を実施する方法が、特許工法であることから、県内での施工業者が特許権者である(株)豊神建設に限られることから、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号(沖縄県随意契約ガイドライン第5条(2)⑩に規定する競争入札に適さないものと判断し、随意契約を行った。	特命随意 契約
40	中部土木 事務所	中部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託 (R8)	令和8年4 月6日	4,466,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	特殊車両通行申請は、貨物輸送の他、建設車両系が多いことから、工事受注者等と利害関係が無い独立した機関で審査することが求められ、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センター(以下、センターという。)は、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県及び市町村の出損により設立され、民間事業者と利害関係の無い独立した機関であり、公正・中立の立場で審査を行うことができる。本業務は、平成30年度からセンターへ委託し、円滑、公平、公正に事務処理が遂行されている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、センターと随意契約を締結した。(沖縄県随意契約ガイドライン5-(2)-⑩-オ)	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	中部土木 事務所	幸地インター線 工事調整会議 業務委託(R8)	令和8年5 月21日	2,420,000	(株)中央建設コンサルタ ント	沖縄県浦添市宮城5丁目 12番11号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「工事調整会議」実施要領(平成27年10月19日付土技第898号)に基づき、当該工事に係る設計者、施工者及び発注者で構成する「工事調整会議」を実施し、当該工事に係る思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間の各種情報を共有することにより、当該工事の品質確保を図ることを目的としている。 調整会議の対象工事は、幸地インター線に係る道路改良工事となっており、共用中の町道改良や大規模な切り土工が含まれることから速やかな課題解決、迅速な対応が必要になる。 以上により、本業務の目的を速やかにかつ十分に履行できる者は、当該工事に係る設計者に限られることから、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号(沖縄県随意契約ガイドライン(2)ー10ーオの規定により、当該工事の設計を行った事業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	中部土木 事務所	中部管内道路 及び河川ボラ ンティア支援業 務委託(R8)	令和8年5 月26日	25,872,000	公益財団法人沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川 135番地	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。 ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。よって、本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須である。このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県随意契約ガイドライン5-(2)-⑤に定める規定により随意契約を行った。	特命随意 契約
43	中部土木 事務所	白比川災害復 旧調査測量設 計業務委託(R 8年災)	令和8年6 月29日	15,400,000	(有)パブリックコンサルタ ンツ	沖縄県宜野湾市赤道1丁 目4番21号	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和8年5月23日の豪雨によって被災した白比川護岸の災害復旧に必要な調査設計を行うものである。本河川は、国道58号線に接続する北谷町道に隣接していることから、早急に災害復旧設計に着手する必要があった。災害発生後、「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」第3条に基づき、一般社団法人沖縄県測量設計コンサルタンツ協会に対し、災害復旧支援業務要請を行い、同協会から推薦された当社と随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	中部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R8)	令和8年6 月30日	2,651,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	技術審査支援業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。 本業務の申請書の審査にあっては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。 このため工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。競争入札に適さない。 （公財）沖縄県建設技術センター（以下、建設技術センター）は、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、建設技術センターと随意契約を締結した。	特命随意 契約
45	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)樹木管理 業務委託(R8)	令和8年4 月27日	11,495,000	公益社団法人沖縄市シ ルバー人材センター	沖縄県沖縄市美原3丁目 1番1号	第167条の2 第1項第3号	本業務は、中城湾港新港地区内の臨港道路や公園の樹木管理(除草、剪定)の業務を委託するものである。 公益社団法人沖縄市シルバー人材センターは、高齢化社会へと急速に進む中、高齢者の「生きがい」の対象事業として、平成24年3月に法人認可されており、各方面で高齢者による事業を展開している。同センターの職種として、清掃、草刈り等を多く受託しており、当事務所においても、新港地区内のトイレ清掃の管理業務を委託しており、その結果においては十分な成果を上げている。 当該センターは利益を追及しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターである。以上により、シルバー人材の活躍を図るため、地元沖縄市シルバー人材センターをと随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
46	宮古土木 事務所	宮古管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 8)	令和8年4 月1日	4,752,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、道路法に基づく特殊車両運行許可申請における書類審査等の技術支援業務であり、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性等について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。 沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出資により設立されており、民間事業者との利害関係が無い機関として公正・中立な立場で審査を行える唯一の機関である。また、同センターでは県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築・運用しており、審査に必要となる道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能であるため契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
47	宮古土木 事務所	保良西里線外 道路維持管理 業務委託(R8)	令和8年4 月23日	9,900,000	公益社団法人 宮古島市 シルバー人材センター	沖縄県宮古島市下地字 上地472-39	第167条の2 第1項第3号	本業務は、快適な道路環境を確保するため除草等の作業を行うもので、高齢者の雇用安定及び促進等に資するものである。 公募したところ、参加申請は当該センターのみであり、同センターは県及び宮古島市の公共施設における清掃、除草等の類似業務に関する実績を豊富に有し、実施体制が整備されていることから、本業務を適正に履行することが可能であるため、契約相手方として選定した。	特命随意 契約
48	宮古土木 事務所	池間大橋橋詰 広場外2箇所 維持管理業務 委託(R8)	令和8年4 月24日	2,611,400	特定非営利活動法人 マーズ	沖縄県宮古島市平良狩 俣1155-1	第167条の2 第1項第3号	本業務は、池間大橋橋詰広場等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加及び雇用の促進に資するものである。 公募したところ、参加申請は当該事業所のみであり、同事業所は指定障害福祉サービス事業所である他、県及び宮古島市の公共施設における清掃、除草等の類似業務に関する実績を豊富に有し、実施体制が整備されていることから、本業務を適正に履行することが可能であるため契約相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
49	宮古土木 事務所	比嘉ロードパーク外4箇所維持 管理業務委託 (R8)	令和8年4 月27日	6,722,600	社会福祉法人 みやこ福 祉会	沖縄県宮古島市平良下 里3107-243	第167条の2 第1項第3号	本業務は、比嘉ロードパーク等の清掃及び 草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加 及び雇用の促進に資するものである。 公募したところ、参加申請は当該事業所のみ であり、同事業所は指定障害福祉サービス事 業所である他、県及び宮古島市の公共施設に おける清掃、除草等の類似業務に関する実績 を豊富に有し、実施体制が整備されていること から、本業務を適正に履行することが可能であ るため契約相手方として選定した。	特命随意 契約
50	宮古土木 事務所	宮古管内道路 修景業務委託 (R8-1)	令和8年5 月12日	4,554,000	社会福祉法人 みやこ福 祉会	沖縄県宮古島市平良下 里3107-243	第167条の2 第1項第3号	本業務は、道路の清掃及び草花の植栽を行 うもので、障害者の社会参加及び雇用の促進 に資するものである。 公募したところ、参加申請は当該事業所のみ であり、同事業所は指定障害福祉サービス事 業所である他、県管理道路における草花植栽 等の類似業務に関する実績を豊富に有し、実 施体制が整備されていることから、本業務を適 正に履行することが可能であるため契約相手 方として選定した。	特命随意 契約
51	宮古土木 事務所	宮古管内道路 ボランティア支 援業務委託(R 8)	令和8年5 月28日	15,653,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町新川135	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と の協働による継続的な緑化の推進を目的に、 道路の美化活動を行っているボランティア団体 の支援を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経 験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施して いる団体で、県・市町村・民間企業などの関係 機関との連携を適正に実施できる者であること が必須であり、沖縄県内において条件を満た すものは当該事業者のみであることから、契約 の相手方とした。	特命随意 契約
52	宮古土木 事務所	宮古管内道路 情報提供装置 点検業務委託 (R8)	令和8年6 月12日	2,860,000	岩崎電気(株)沖縄営業 所	沖縄県那覇市曙1-14-31	第167条の2 第1項第2号	本業務は、宮古土木事務所管内における道 路情報提供装置の機能維持を目的とした点検 業務である。 道路情報提供装置は、機器製造元の独自方 式で構築されているため点検には同様の独自 技術が要求されること、また一部不点灯箇所 が生じており緊急に点検を行う必要があること から、製造元の当該業者を契約の相手方とし た。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
53	宮古土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R8-1)	令和8年6 月17日	1,001,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に 関する法律」に基づく総合評価落札方式による 発注関係事務(技術審査)であり、発注・入札 情報に接することとなるため、工事受注者等と 利害関係がない独立した機関において業務を 実施する必要がある競争入札に適さない業務 である。 沖縄県建設技術センターは競争参加者の技 術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総 合評価の技術審査を行える唯一の機関であ り、現状では他に代わる者はいないことから、 センターと随意契約を締結するものである。	特命随意 契約
54	八重山土 木事務所	八重山管内特 殊車両通行許 可申請等審査 支援業務委託 (R8)	令和8年4 月1日	4,752,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	特殊車両通行の申請にあたっては、貨物輸送 の他、建設車両系が多く申請されることから、 工事受注者等と利害関係がない独立した機関 において審査を実施する必要がある競争入札 に適さない。 建設技術センターは社会資本整備等への支 援により県民福祉の増進に寄与することを目 的として、県市町村の出損により設立されてお り、民間事業者との利害関係が無い独立した 機関であり、公正・中立な立場で審査を行える 唯一の機関である。 また、同センターは県管理道路等の台帳を一 元的に管理するための「公共施設情報管理シ ステム」を構築し運用しており、審査に必要と なる道路台帳等が保管されていることから円滑 な業務実施が可能である。 このことから、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に基づき建設技術センターと随意 契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
55	下地島空 港管理事 務所	下地島空港港 湾衛生調査業 務委託(R8)	令和8年6 月26日	10,736,000	沖縄サニタリー株式会社	沖縄県那覇市西1丁目17 番19号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、感染症を媒介する有害生物の生態 及び媒介する感染症、駆除方法など公衆衛生 に係る専門的な知識及び技術を有する者が行 う必要がある。 沖縄サニタリー株式会社は、公益社団法人 ペストコントロール協会の地区協会として設置 され、蚊やネズミ等の有害生物の生息調査、 その結果に応じた薬剤使用の検討などのペス トコントロールが行える県内唯一の業者である ことから、当該事業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約